

審議会等の会議録

審議会等名	令和5年度第2回海老名市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年8月25日（金）14時00分から15時10分まで
場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	<p>海老名市国民健康保険運営協議会 委員7名 高橋委員、鈴木委員、小林委員、市川委員、田中委員、前田委員、澤地委員</p> <p>事務局 6名 保健福祉部長 伊藤 修 保健福祉部次長（健康・保険担当） 小松 幸也 国保医療課長 青野 昌樹 国保医療課 国保年金係長 小野 健太郎 国保医療課 国保年金係主査 石川 淳一 国保医療課 国保年金係主査兼保健師 佐藤 愛由子</p>
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・非公開の理由	
議題	(1) 海老名市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について (2) 海老名市国民健康保険データヘルス計画（第2期）に係る令和4年度実施計画の外部評価について (3) 赤字削減・解消計画の進捗状況について (4) その他
資料	1 海老名市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について 1-2 海老名市国民健康保険運営協議会規則新旧対照表 2 データヘルス計画に係る令和4年度実施計画の外部評価について 2-2 データヘルス評価シート 3 赤字削減・解消計画の進捗状況について

○会議の内容（意見及びそれに対する回答）

1 開 会	
2 部長あいさつ	
【部長あいさつ】	
○ 運営協議会への出席、日頃からの国保運営に対する協力へのお礼。	
○ 本日の第2回国保運営協議会は、データヘルス計画の令和4年度の外部評価を議題としており、委員みなさんの評価により、今後の見直しにつなげていきたい。	
○ 本市としては、9月定例会を控えており、令和4年度決算について議会に対して説明責任を果たし、保健福祉行政を進めていく。	
○ 今後も国保運営協議会のお力をお借りしながら、国の方針に合わせて市の方針を決定していく必要がございますので、引き続きご助力をお願いする。	
3 会長あいさつ	
○ 本日は、国民健康保険データヘルス計画（第2期）に係る令和4年度実施計画の外部評価が主な議題となる。	
○ 委員の皆さんにおいては、その内容について忌憚のない意見をお願いしたい。	
4 議題	
以後の議事は、国保運営協議会規則第4条に基づき、市川会長が進行。	
【会 長】	議題（1）、海老名市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料1及び資料1－2に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委 員】	特になし
【会 長】	議題（2）、海老名市国民健康保険データヘルス計画に係る令和4年度実施計画の外部評価について、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料2及び資料2－2に基づき、事務局：小野係長及び佐藤保健師より説明。
【委 員】	特定健康診査については今年度の受診率は何%になるのか？
【事務局】	詳細な数字はお示しできないが、39%代である。
【委 員】	39%代とすると特定健診を受診しない被保険者が約60%いることになる。当院の患者に聞くと、特定健診を受診した方は全体の約7割を占めている状況であるので、医療機関と連携することにより、未受診者対策として何か対応できるのでは思われる。今回の外部評価で意見と書かせてもらう。

【委員】	6 関連保健事業のがん検診に目標値がないのはなぜか？また、成人歯科検診は実施事業に追加できないか？
【事務局】	6 関連保健事業については、国民健康保険の加入者だけではなく、市民全体を対象とした事業であるため、本データヘルス計画では目標を設定しておりません。がん検診の目標値及び成人歯科検診については、別部署で実施しているため、確認する。
【会長】	議題（3）、赤字削減・解消計画の進捗状況について、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料3に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委員】	特になし
【会長】	議題（4）、その他について、事務局に説明を求める。
【事務局】	外部評価の返送と参考図書配布について、事務局：小野係長より説明。
【委員】	特になし
5 閉会	
議事が終了したことから、事務局が進行。	
【副会長あいさつ】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ お忙しい中、運営協議会にご出席いただき、感謝を申し上げます。 ○ 事務局からの説明のとおり、今年度はデータヘルス計画の策定を控えている。 ○ 本市の国保事業の健全な運営のため、それぞれの立場で、より一層の協力をお願いします。 ○ これをもって、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会とする。 	

令和5年度 第2回海老名市国民健康保険運営協議会 次第

○ 日 時 : 令和5年8月25日(金) 14時00分から

○ 会 場 : 海老名市役所 3階 政策審議室

1 開 会

2 部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

(1) 海老名市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について

【資料1】、【資料1-2】

(2) 海老名市国民健康保険データヘルス計画(第2期)に係る令和4年度実施計画の外部評価について

【資料2】、【資料2-2】

(3) 赤字削減・解消計画の進捗状況について 【資料3】

(4) その他

5 閉 会

海老名市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和5年7月1日現在)

構成	氏名	任期	出席
国民健康保険医 又は国民健康保険 薬剤師を代表する委員	タカハシ ユウイチロウ 高橋 裕一郎	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
	スズキ アキラ 鈴木 彰	令和5年7月1日 ～令和7年3月31日	○
	コバヤシ ショウジ 小林 庄司	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
公益を代表する委員	イチカワ トシヒコ 市川 敏彦	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
	タナカ アキオ 田中 昭雄	令和4年12月1日 ～令和7年3月31日	○
	マエダ ヨウコ 前田 洋子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
被保険者を 代表する委員	ウシムラ リツコ 牛村 律子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×
	オオヤ ミチコ 大矢 美知子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×
	サワチ フサエ 澤地 房枝	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
被用者保険を 代表する委員	オオタ マドカ 太田 円	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×

海老名市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について

1 改正理由

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法により設置義務のある諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議しているが、会議の成立要件及び議決方法について、規則での定めがないため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 各条文に見出しを設置

(2) 第3条及び第4条関係

見出し	新	旧
第3条 (会長及び副会長)	<p><u>2 副会長</u></p> <p>副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(新設)</p>
第4条 (会議)	<p><u>1 協議会の会議</u></p> <p>協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2 会議の成立要件</u></p> <p>会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。</p> <p><u>3 会議の議決方法</u></p> <p>会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p><u>1 協議会の会議</u></p> <p>会長は、会を代表し会議を司る。会長に事故あるときは、副会長その職を代理する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行日

令和5年8月1日

新	旧
<p>海老名市国民健康保険運営協議会規則</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 海老名市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）による国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（委員の任期）</u></p> <p>第2条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p><u>（会長及び副会長）</u></p> <p>第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。</p> <p><u>2 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>（会議）</u></p> <p>第4条 <u>協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>（庶務）</u></p> <p>第5条 協議会に書記を置き、国民健康保険を所管する課の職員をもってこれに充てる。書記は会長の指揮を受け庶務に従事する。</p>	<p>海老名市国民健康保険運営協議会規則</p> <p>第1条 海老名市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）による国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。</p> <p>第4条 <u>会長は、会を代表し会議を司る。会長に事故あるときは、副会長その職を代理する。</u></p> <p>第5条 協議会に書記を置き、国民健康保険を所管する課の職員をもってこれに充てる。書記は会長の指揮を受け庶務に従事する。</p>

(任務)

第6条 協議会の任務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定めるところのほか次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ事業運営に関する事項の審議又は建議すること。
- (2) 被保険者又は利害関係者から意見の陳述があったときは、これを受理し意見を付して市長に提出すること。
- (3) 第1号の規定による諮問のあったときは、協議会はその都度これを開き速かに答申すること。
- (4) 前号の規定による場合のほか、協議会は必要に応じこれを開きその他の事項を審議し必要なる事項は市長に報告すること。

第6条 協議会の任務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定めるところのほか次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ事業運営に関する事項の審議又は建議すること。
- (2) 被保険者又は利害関係者から意見の陳述があったときは、これを受理し意見を付して市長に提出すること。
- (3) 第1号の規定による諮問のあったときは、協議会はその都度これを開き速かに答申すること。
- (4) 前号の規定による場合のほか、協議会は必要に応じこれを開きその他の事項を審議し必要なる事項は市長に報告すること。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

【資料2】

**海老名市国民健康保険データヘルス計画（第2期）
に係る令和4年度実施計画の外部評価について**

令和5年8月25日

保健福祉部 国保医療課

はじめに

平成20年度以降のレセプトや特定健診のデータの電子化の普及により、各保険者で健康情報の蓄積が可能となり、課題や対策を講じることが可能となりました。

その後、平成25年6月に閣議決定された「**日本再興戦略**」において、全ての保険者に対し、「**保健事業計画（データヘルス計画）**」の策定と、それに基づく**保健事業の実施及び評価**が求められました。

これを受けて、本市では**加入者の健康増進（健康寿命の延伸）と医療費適正化**を目的とした**平成28年度にデータヘルス計画【第1期】**を策定し、現在はデータヘルス計画[第2期]において、**毎年度その実績及び取組の状況**について、**評価を行うこと**としています。

データヘルス計画とは

特定健診データや診療報酬明細書（レセプト）の分析に基づき、効果的かつ効率的に保健事業を推進するための事業計画。

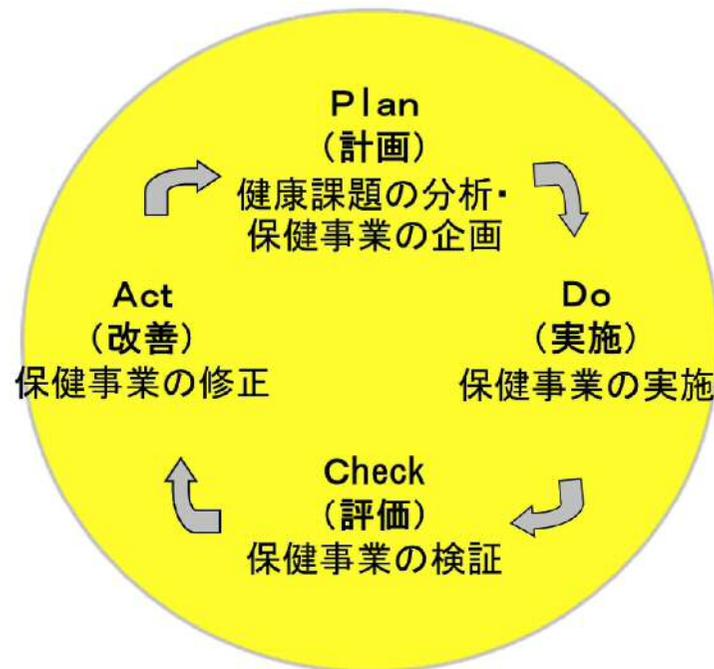
計画期間：[第2期] 平成30年度から令和5年度までの6年間

期間	前期			後期			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
進行管理 及び 評価	事業実施	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	
		見直し	見直し	中間評価 見直し	見直し	見直し	上半期に 仮評価

データヘルス計画 実施計画の評価・見直し

計画の評価に当たっては、保健事業の実施と分析を行うデータヘルス計画の実施計画を中心に、特定健康診査、特定保健指導とともに、**毎年度その実績及び取組の状況**について、(※) KDBシステム等を活用しながら、**進行管理を行い、目標に対する評価**を行います。

(※) KDBシステム・・・国保データベースシステム
特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム



【参考】PDCAサイクルのイメージ

評価に当たっては、**海老名市国民健康保険運営協議会委員の協力を得て実施**し、必要に応じて随時見直すとともに、次期計画につなげていきます。

令和4年度の実施計画の評価

項目	事業名
1 特定健診 (3事業4項目)	未受診者への受診勧奨事業 継続受診対策事業 みなし特定健診事業
2 特定保健指導 (2事業4項目)	特定保健指導 早期介入保健指導事業
3 生活習慣病重症化予防事業 (3事業3項目)	糖尿病重症化予防事業 高血圧重症化対策事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
4 重複・多剤服薬者への服薬指導事業 (1事業1項目)	重複・多剤服薬者への服薬指導事業
5 通知発送事業 (2事業2項目)	後発医薬品差額通知 医療費通知
6 関連保健事業 (健康づくり部門所管事業) (4事業4項目)	未病センター がん検診 オーラルフレイル健診 肝炎ウイルス検診

委員のみなさんをお願いしたいこと

事業名	事業概要	アウトプット	後期目標値			令和3年度 内部評価	今後の方向性	外部評価		
		アウトカム	後期実績値					【主な意見等】		
ア	未受診者への受診勧奨事業	特定健診未受診者の中から勧奨効果の高い対象者を選定し、優先順位を付けて受診勧奨を行う。	受診勧奨率	R3	R4	R5	100% 受診勧奨率 100% (実績3,290人/対象3,290人) -特定健診受診率 20.4% (実績3,797人/対象18,569人) 受診勧奨率及び特定健診受診率ともに目標値を達成した。	見直し 継続	令和4年度の特健診の自己負担を免除し、更なる受診率の向上に努めていく。 電話による勧奨はつながった時の効果は高いので、より勧奨効果の高い対象者を選定して優先順位をつける等、効率的・効果的な方法を検討していく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他
				100%	100%	100%				
				100%	-	-				
			特定健診受診率(2月末時点の速報値)	R3	R4	R5				
		15%	20%	25%						
		20.4%	-	-						

各事業について、事務局で令和4年度の内部評価を行っておりますので、それに対する**評価（現状継続・見直し拡大・見直し継続・見直し縮小・事業廃止・その他）**をお願いします。

また、各事業に対してご意見等がありましたら、合わせてご記入をお願いします。

委員のみなさんをお願いしたいこと

各評価の説明

判断項目	内容
1 現状継続	令和5年度以降も、令和4年度と同様に事業を特段変更なく行う場合
2 見直し継続	令和5年度以降は、実施方法等を見直し、事業を継続して行う場合
3 見直し拡大	令和5年度以降は、実施方法等を見直し、事業を拡大して行う場合
4 見直し縮小	令和5年度以降は、実施方法等を見直し、事業を縮小して行う場合
5 事業廃止	令和5年度以降は、事業を廃止する場合
6 その他	上記以外の場合

1 特定健診

事業の目的	長期目標	生活習慣病の発症や重症化を予防すること
	短期目標	特定健診受診率の向上を図ること
対象者	40歳以上の国保加入者	
実施体制	市、海老名市医師会、厚木医師会、座間綾瀬医師会	

事業名	事業概要	アウトプット	後期目標値			令和4年度 内部評価	今後の方向性	外部評価			
		アウトカム	後期実績値								
ア 未受診者への受診勧奨事業	特定健診未受診者の中から勧奨効果の高い対象者を選定し、優先順位を付けて受診勧奨を行う。	受診勧奨率	R3	R4	R5	受診勧奨率 100% (実績16,720人/対象16,720人) 特定健診受診率 24.9% (実績4,377人/対象17,552人)	現状継続	令和4年度に引き続き、令和5年度も特定健診の自己負担を免除し、更なる受診率の向上に努めていく。 電話による勧奨はつながった時の効果は高いので、より勧奨効果の高い対象者を選定して優先順位をつける等、効率的・効果的な方法を検討していく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】	
			100%	100%	100%						
		特定健診受診率 (2月末時点の速報値)	R3	R4	R5	受診勧奨率及び特定健診受診率ともに目標値を達成した。					
			15%	20%	25%						
			20.4%	24.9%	-						
イ 継続受診対策事業	特定保健指導修了者のつどい事業参加者に翌年度の特定健康受診を勧奨する。	修了者のつどい参加勧奨率	R3	R4	R5	参加勧奨率 100% (実績81人/対象81人) 行動変容率 97% (1回目 100% 2回目 96%)	現状継続	今後も事業を実施し、継続的な健診受診につながるよう支援していく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】	
			100%	100%	-						
		参加者の行動変容率	R3	R4	R5	参加勧奨率及び行動変容率ともに目標値を達成した。					
			80%	85%	90%						
			77%	97%	-						
ウ みなし特定健診事業	人間ドック受検者から受検結果の提供を受け、特定健診を受診したものとみなす。	結果送付率	R3	R4	R5	結果送付率 100% (実績6,697人/対象6,697人) 特定健診受診率 24.9% (実績4,377人/対象17,552人)	現状継続	今後も特定健診受診者に対して、経年比較できる結果票を送付し、自身の健康管理につながるよう情報提供していく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】	
			100%	100%	-						
		特定健診受診率 (2月末時点の速報値)	R3	R4	R5	結果送付率及び受診率ともに目標値を達成した。					
			15%	20%	25%						
			20.4%	24.9%	-						
ウ みなし特定健診事業	人間ドック受検者から受検結果の提供を受け、特定健診を受診したものとみなす。	結果提供勧奨率	R3	R4	R5	結果提供勧奨率 参考 (実績48人/対象48人) R4人間ドック 特定健診受診率 24.9% 858件 (実績4,377人/対象17,552人)	現状継続	今後も受診結果の提出を必須事項とし、受診率に反映していく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】	
			100%	-	-						
		特定健診受診率 (2月末時点の速報値)	R3	R4	R5	受検結果データに不足のある者に対し、電話確認し、データを補記することで受診率へ反映できた。					
			15%	20%	25%						
			20.4%	24.9%	-						

2 特定保健指導

事業の目的	長期目標	生活習慣病の発症や重症化を予防すること
	短期目標	特定保健指導実施率の向上を図ること
対象者	特定保健指導基準該当者	
実施体制	市（保健師、管理栄養士、看護師、健康えびな普及員）、理学療法士、神奈川県国民健康保険団体連合会、海老名市医師会、厚木医師会、座間綾瀬医師会	

事業名	事業概要	アウトプット		後期目標値			内部評価	今後の方向性	外部評価					
		アウトカム		後期実績値										
ア 特定保健指導	特定保健指導基準該当者に利用勧奨を行う。	利用勧奨率	R3	R4	R5	利用勧奨率100% (実績471人/対象471人) 面接終了率 (実績115人/対象833人) 勧奨通知が対象者に届いたタイミングで電話勧奨を実施したことで、概ね目標値を達成できた。	見直し継続	勧奨通知の見直しを行い、より参加意欲が高まるよう工夫する。 また、市電子申請システムを利用した参加申込方法を検討する。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】				
			100%	100%	100%									
			100%	100%	-									
		3月末時点の初回面接終了率	R3	R4	R5									
			12%	14%	16%									
			14.3%	13.8%	-									
	特定保健指導勧奨通知送付者のうち、勧奨後一定期間経過した者に対して優先順位を付けて再度の利用勧奨を行う。	利用勧奨率	R3	R4	R5	利用勧奨率100% (実績1,340人/対象1,340人) 面接終了率 (実績115人/対象833人) 特定保健指導の再勧奨通知に加えて、電話勧奨を行うことで、概ね目標値を達成できた。					見直し継続	今後も通知及び電話による再勧奨を行い、特定保健指導の利用者を増やしていく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
			100%	100%	-									
			100%	100%	-									
3月末時点の初回面接終了率		R3	R4	R5										
		12%	14%	16%										
		14.3%	13.8%	-										
集客効果の高いイベントや教室を開催し、初回面接を行う。	イベント実施回数	R3	R4	R5	イベント実施回数 4回 (R4.7、9、R5.1、3月) 面接終了率 13.8% (実績115人/対象833人) 神奈川県国民健康保険団体連合会と協働し、内臓脂肪測定を実施することで、参加意欲につながり、概ね目標値を達成できた。	見直し継続	今後も神奈川県国民健康保険団体連合会と協働で事業を実施するほか、ページチェック測定を加えて、対象者の参加意欲が高まる事業を実施する。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】					
		4回	4回	4回										
		4回	4回	-										
	3月末時点の初回面接終了率	R3	R4	R5										
		12%	14%	16%										
		14.3%	13.8%	-										
イ 早期介入保健指導事業	対象者に対して内臓脂肪型肥満に着目した保健指導を実施する。	対象者への指導実施率	R3	R4	R5					指導実施率 0% (実績0人/対象20人) 行動変容率 100% (実績0人/対象0人) 対象者に保健指導の案内を送付したが、参加者はいなかった。今後は若い方に興味を持ってもらえるような内容にしていきたい。	見直し継続	若い世代の健康診断受診者からの対象者を毎月抽出し、可能な限り受診からの間隔を空けずに保健指導の利用勧奨を行っていく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
			20%	25%	30%									
			42.9%	0%	-									
		対象者への行動変容率	R3	R4	R5									
			80%	85%	90%									
			100%	0%	-									

3 生活習慣病重症化予防事業

事業の目的	長期目標	生活習慣病の発症や重症化を予防すること
	短期目標	対象者のデータ維持改善
対象者	特定健診の結果が各事業の基準に該当する者のうち、治療歴がない又は治療を中断している者	
実施体制	市（保健師、管理栄養士、看護師）、海老名市医師会	

事業名	事業概要	アウトプット アウトカム	後期目標値			内部評価	今後の方向性	外部評価		
			R3	R4	R5					
ア 糖尿病重症化予防事業	対象者にかながわ保健指導モデルの手法を用いたグループワーク保健指導を行う。	対象者への指導、受診勧奨率	60%	70%	80%	指導実施率 100% (実績11人/対象11人) 維持改善率 66.7% (実績5人/対象7人)	現状継続	今後も社会情勢を鑑みながら、勧奨方法や内容を検討しつつ、事業を実施する。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
		参加者のデータ維持改善率	66.7%	71.4%	-					
イ 高血圧重症化対策事業	対象者に医療機関への受診勧奨を含めた保健指導を行う。	対象者への指導、受診勧奨率	62.4%	72.5%	-	受診勧奨率 72.5% (実績308人/対象425人) 医療機関受診率 32.6% (実績14人/対象43人)	現状継続	国保連合会在宅保健師の人的支援を得ながら、事業を継続していく。架電や訪問といった勧奨の手段を検討するだけでなく、対象者の受診行動を促すチラシやリーフレットを作成するなど、勧奨内容にも工夫を加えて未受診者の更なる受診率向上につなげていく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
		指導後の医療機関受診率	24.6%	32.6%	-					
ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業	対象者に文書による受診勧奨を行った後、医療機関の受診状況を確認し、受診がない場合には受診再勧奨を行う。受診開始後はかかりつけ医と連携して保健指導を実施する。	対象者への指導、受診勧奨率	100%	100%	-	受診勧奨率 100% (実績28人/対象28人) 医療機関受診率 25% (実績7人/対象28人)	現状継続	引き続き、海老名市医師会や関係機関と連携を図りながら、更なる実施体制の整備を進めていく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
		受診勧奨後の医療機関受診率	50%	25%	-					

4 重複・多剤服薬者への服薬指導事業

事業の目的	長期目標	医療費の適正化
	短期目標	重複・多剤服薬者を減らすこと
対象者	重複・多剤服薬の可能性のある国保加入者	
実施体制	市（保健師、管理栄養士、看護師）、海老名市薬剤師会、神奈川県国民健康保険団体連合会	

事業名	事業概要	アウトプット	後期目標値			内部評価	今後の方向性	外部評価		
		アウトカム	後期実績値							
ア 重複・多剤服薬者への服薬指導事業	対象者に対して実際の服薬状況を示して文書指導を行い、その後の服薬状況を見て改善されたかどうか判断する。	対象者への指導率	R3	R4	R5	指導率 100% (実績6人/対象6人) 服薬状況改善率 50% (実績3人/対象6人) 海老名市薬剤師会と連携し、レセプト情報等から、重複処方を受けている様子の対象者を抽出を行いました。当初の見込みより対象人数が少なく、目標値に対して概ね達成できた。海老名市薬剤師会との綿密な連携ができ、一定の成果が上げられた。	見直し継続	引き続き、海老名市薬剤師会と連携を図りながら実施し、より高い指導効果を目指していく。 ※R4年度の実施状況を踏まえ、目標値を80%から50%に変更する。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
			100%	100%	100%					
			-	100%	-					
		対象者の服薬状況改善率	R3	R4	R5					
			60%	70%	50%					
			-	50%	-					

5 通知発送事業

事業の目的	長期目標	医療費の削減
	短期目標	対象者の行動変容
対象者	国保加入者	
実施体制	市、神奈川県国民健康保険団体連合会	

事業名	事業概要	アウトプット	後期目標値			内部評価	今後の方向性	外部評価		
		アウトカム	後期実績値							
ア 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知	先発医薬品の処方を受けた加入者に対して、後発医薬品を処方された場合との差額を通知する。	差額通知発送回数	R3	R4	R5	発送回数 3回 (R4. 6, 10, R5, 2) 数量シェア率 74.0% (後発医薬品の数量:16,416,981.0/ (後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量: 22,196,543.5)) 令和3年度より抽出データを1被保険者あたり200円以上とし、数量シェア向上を目指したが目標値に届かなかった。	現状継続	今後も保険証の交付時等で普及推進を図るとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会と協働し、差額通知を発送し、後発医薬品への切替を促す。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
			3回	3回	3回					
			3回	3回	-					
		後発医薬品数量シェア率	R3	R4	R5					
			74%	77%	80%					
			73.2%	74.0%	-					
イ 医療費通知	保険診療を受けた加入者に1年間に掛かった医療費を通知する。	医療費通知発送回数	R3	R4	R5	発送回数 2回 (R5. 1, 3) 令和5年1月と3月に送付を行い、目標値を達成できている。	現状継続	年間の医療費額の把握に役立てるとともに、健康に対する意識や国民健康保険に対する認識を深めていく。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
			2回	2回	2回					
			2回	2回	-					
			R3	R4	R5					

6 関連保健事業（健康づくり部門所管事業）

事業の目的	健康寿命（平均寿命・平均自立期間）を延伸すること。
対象者	市民
実施体制	市、委託医療機関

事業名	事業概要	モニタリング指標	後期目標値			内部評価	今後の方向性		外部評価	
			R3	R4	R5					
ア 未病センター	健康度見える化コーナーを設置し、健康測定や健康相談を実施する。	利用者数	R3 -	R4 4,368	R5 -	令和4年8月から未病センターはびなウェルに移動し、前年度より利用者は増加している。	現状継続	経年変化のモニタリングのみを行います。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
イ がん検診	対象者の希望に合わせて、市が委託した医療機関で集団又は個別で健診を実施する。	がん検診受診率	R3 -	R4 右記のとおり	R5 -	令和4年度のがん検診の受診率は、前年度からほぼ横ばいの状況。 ※令和4年度のがん検診受診率 胃：8.8% 大腸：12.5% 肺：5.0% 乳：7.0% 子宮：10.7% 前立腺：20.6% 口腔：3.1%	現状継続	経年変化のモニタリングのみを行います。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
ウ オーラルフレイル健診	市が委託した医療機関で、口腔機能の衰えや歯、歯周、義歯などのチェック及び歯周ポケットの測定を行う。	利用者数	R3 349	R4 338	R5 -	前年度と比較して受診者は減少している。令和4年度は55歳になる方に対して勧奨通知を発送しましたが、対象者が国保加入者以外の市民も含まれる。	現状継続	経年変化のモニタリングのみを行うこととします。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】
エ 肝炎ウイルス検診	市が委託した医療機関でHCV型抗体検査、HBs型抗原検査を行う。	肝炎ウイルス検診受診率	R3 -	R4 2.6%	R5 -	受診率2.6% (実績1,027人/対象40,229人) 令和4年度の肝炎ウイルス検診の受診率は、前年度からほぼ横ばいの状況。	現状継続	経年変化のモニタリングのみを行います。	1 現状継続 2 見直し継続 3 見直し拡大 4 見直し縮小 5 事業廃止 6 その他	【主な意見等】

赤字削減・解消計画の進捗状況について

1 はじめに

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、他の公的医療保険と比較して「加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い」「所得水準が低く、保険料負担が重い」という構造的な課題を抱えております。

国はこうした状況を改善するため、平成30年度の医療制度改革により都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となって中心的役割を担うこととなりました。

赤字削減・解消計画は、国保の安定的な財政運営を図るため、「神奈川県国民健康保険運営方針」に基づき、一般会計から法定外繰入を行っている市町村が対象となり、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下「赤字」という。）」を解消していくために策定しました。

市町村においては、令和5年度までに「赤字」を解消することが求められておりますが、本市においては、被保険者に与える影響を勘案し、令和5年度までではなく、令和7年度までに赤字を解消する計画を策定し、毎年度、段階的な解消に努めております。

2 決算補填等目的の法定外繰入金のイメージ

別紙のとおり

3 進捗状況及び今後の予定

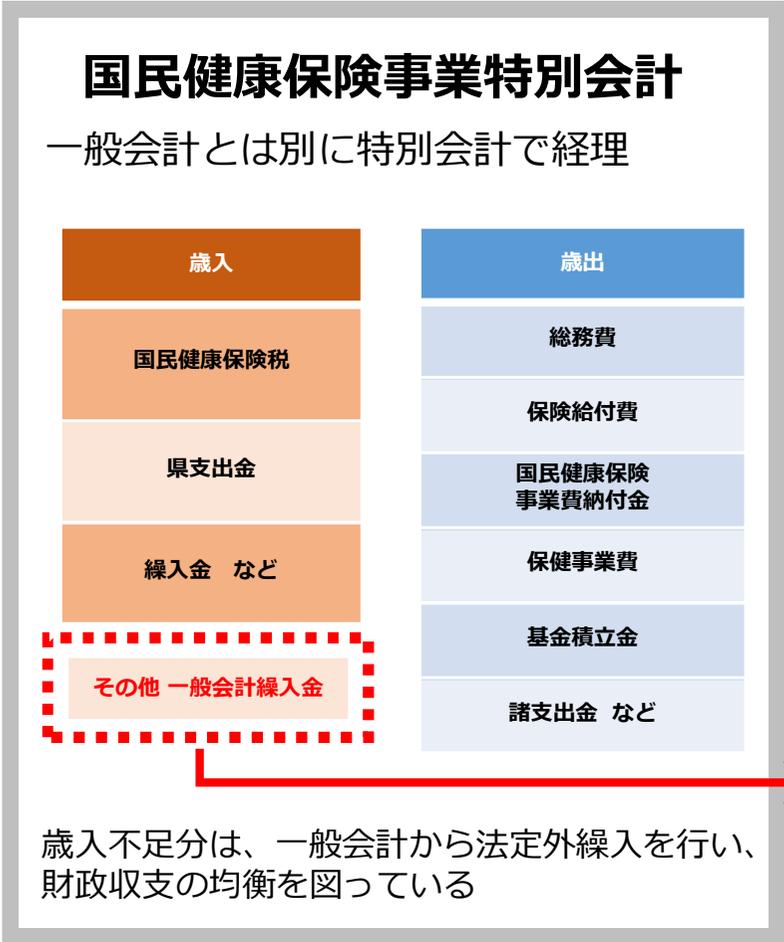
表 赤字削減・解消計画（上段：計画 下段：実績）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
削減予定額		74,915	74,915	74,915	74,915	74,915	45,429
赤字額	420,004	345,089	270,174	195,259	120,344	45,429	0
削減額		84,880	140,583	100,744	令和4年度決算を踏まえ、現在推計中		
赤字額	420,004	335,124	194,541	93,797			

令和元年度の約4億2,000万円の赤字額を令和2年度以降、毎年約7,500万円ずつ削減する計画に対して、これまでに予定額以上の削減を行い、令和4年度末時点での赤字額は約9,400万円となりました。

しかしながら、令和5年度は、保険給付費等の増に伴う国民健康保険事業費納付金（県全体の医療給付費等の見込み額から、市町村ごとの医療費水準と所得水準により按分した負担金）の増加もあり、現時点では計画額以上の赤字削減は難しく、このままでは、令和7年度での赤字解消の達成は困難であると想定されます。引き続き、医療費適正化、収納率の向上に取り組むとともに、税率等の見直しを進めていきたいと考えております。

決算補填等目的の法定外繰入金のイメージ



その他一般会計繰入金

決算補填等目的の法定外繰入金・・・削減対象 ○

- ・ 保険税の負担緩和 など

決算補填等以外の目的・・・削減対象 ×

- ・ 地方単独事業の医療給付費による影響分
- ・ 保健事業
- ・ 基金積立金 など

決算補填等目的の法定外繰入金について、赤字削減・解消計画に基づき、令和7年度までの段階的な解消に努めております。